

◇ 吉川市自動車運転免許取得費支給事業のご案内 ◇

1、事業案内

吉川市自動車運転免許取得費支給事業とは、県の指定する自動車訓練所での訓練に関わる費用の一部を支給する事業です。

2、利用対象者

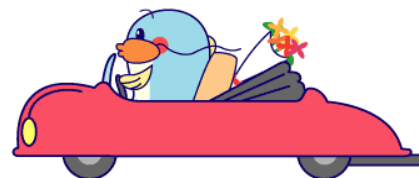
障害者手帳をお持ちの方 ※所得制限があります。

3、対象となる免許の種類

第1種普通免許

4、助成額

免許取得費の2/3まで（上限18万円）



5、利用の流れ

①自動車教習所の訓練が終了する日までに、以下の書類を吉川市へ提出してください。

その際、訓練の予定期間も担当にお伝えください。

- 1) 申請書（所定の用紙あり）
- 2) 課税照会同意書（所定の用紙あり）
- 3) 障害者手帳の写し
- 4) 見積書（パンフレットやホームページのコピーで構いません。）
- 5) 運転適性相談票（免許センターにて発行）

②吉川市より支給決定通知が届きます。

③訓練終了後、30日以内に以下の書類を吉川市へ提出してください。

- 1) 完了報告書（所定の用紙あり。決定通知と一緒に送付します。）
- 2) 請求書（所定の用紙あり。決定通知と一緒に送付します。）
- 3) 領収書の写し
- 4) 卒業証明書の写し

④吉川市より確定通知書を送付し、費用を振り込みます。

【問合せ】 吉川市こども福祉部 障がい福祉課 障がい支援係
電話：982-5238（直通）
FAX：981-5392